

定期券と一般乗車券の判定区分 （電車利用者）	当該月における通所日数が15日以上	定期券
	当該月における通所日数が14日以下	一般乗車券
定期券と一般乗車券の判定区分 （バス利用者）	身体障害者手帳所持者	通所日数に関わらず一般乗車券
	療育手帳所持者	通所日数に関わらず一般乗車券
	精神保健福祉手帳所持者 （富士急湘南・箱根登山・伊豆箱根・神奈中の4社に限る）	通所日数に関わらず一般乗車券
	精神保健福祉手帳所持者で当該月における通所日数が15日以上 （富士急湘南・箱根登山・伊豆箱根・神奈中の4社以外）	定期券
	精神保健福祉手帳所持者で当該月における通所日数が14日以下 （富士急湘南・箱根登山・伊豆箱根・神奈中の4社以外）	一般乗車券
施設車両	片道5km以上	500円×通所日数 （片道のみの利用の場合、半額）
	片道5km未満	300円×通所日数 （片道のみの利用の場合、半額）
タクシー・自家用車	片道5km以上	250円×通所日数 （片道のみの利用の場合、半額）
	片道5km未満	150円×通所日数 （片道のみの利用の場合、半額）

※当該月における通所日数は、原則通所施設ごとに判断します。複数の事業所を利用しており、その通所経路に同一区間が生じる場合であっても、複数事業所の通所日数の合計で判断するものではなく、各施設への通所日数により判断いたします。

※電車及びバス利用時の給付金額は、各種障害者手帳を提示することで受けることのできる割引適用後の金額とします。

<令和5年9月追記>

※原則として、1km未満（徒歩15分程度）は原則として、交通費の支給対象となりません。

ただし、障がいの状況等により徒歩に支障がある場合は、支給対象となることのあるため、ご相談ください。